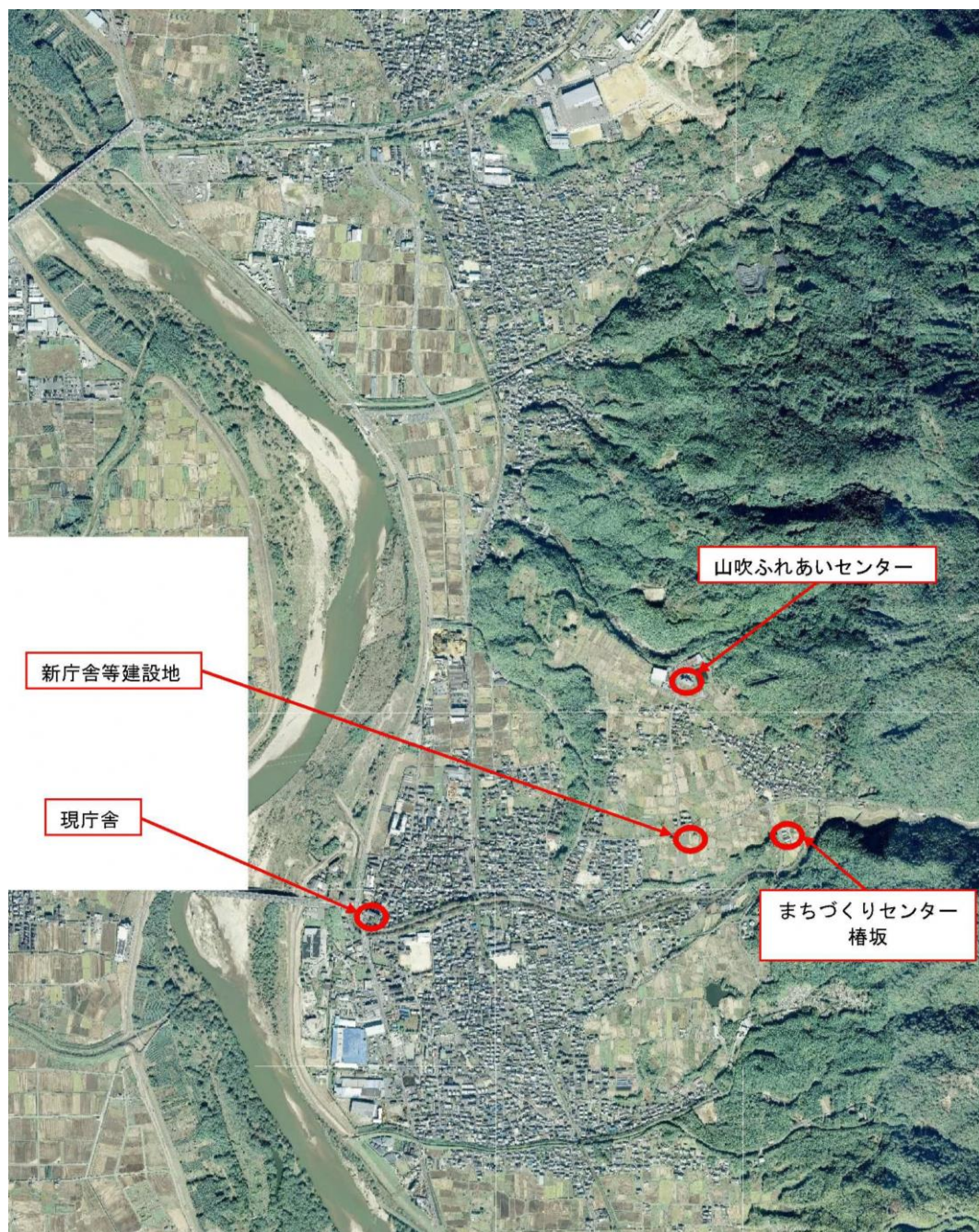


井手町新庁舎等建設基本設計・実施設計業務に係る 公募型プロポーザルの募集要領

本プロポーザルにあたっては、「井手町新庁舎等建設基本構想・基本計画（平成30年3月・令和元年9月追記）」（以下「基本計画」という。）における基本方針を踏まえるとともに、新庁舎等が、建設予定地の地理的要件や本町が持つ豊かな自然・歴史、活発な住民活動等の地域資源を活かした新たな交流拠点ともなるよう提案を求める。



1 プロポーザルの趣旨

現本庁舎は、昭和43年に建設され、耐震補強済みではあるが、著しく老朽化が進むとともに、洪水浸水想定区域内に位置していることから、これらの問題を解決し、庁舎として防災の拠点機能の強化と行政サービス機能の充実を図り、大規模な自然災害や多様化・高度化する市民ニーズに対応可能な新庁舎の建設を行うことを目指し、基本計画をこのほど策定した。 ※基本計画は町ホームページに掲載。

(<http://www.town.ide.kyoto.jp/soshiki/soumu/shintyosya/1571375864921.html>)

建設敷地としては、災害時も踏まえた交通アクセス性、安全性及び利便性を考慮し、国道24号城陽井手木津川バイパス（以下「新国道バイパス」という。）及び府道東井手線の交差点南西部とし、新国道バイパスの道路建設に伴い、機能移転が必要となった山吹ふれあいセンターの機能等も集約し、整備する。

<基本計画における基本方針>（基本計画「2.2 新庁舎整備の基本理念と基本方針」参照）

- ①高い防災拠点機能を備えた安全・安心な庁舎
 - (1) 耐震性の確保
 - (2) 災害対策本部機能の整備
 - (3) バックアップ機能の整備
 - (4) セキュリティ機能の強化
- ②誰もが利用しやすく、時代の変化に対応可能な柔軟性の高い庁舎
 - (5) 窓口・相談機能の整備
 - (6) 執務空間の整備
 - (7) 会議室等の整備
 - (8) 福利厚生機能の整備
 - (9) 駐車場・駐輪場の整備
 - (10) バリアフリーへの対応
 - (11) 案内・サイン機能の整備
- ③経済性に配慮した環境にやさしい庁舎
 - (12) 省資源・省エネルギー化への対応
 - (13) 自然エネルギーの活用
 - (14) ライフサイクルコスト低減への対応
- ④まちの賑わいを創出し、地域資源と調和した愛着の持てる庁舎
 - (15) 交流・協働機能、憩いの場の整備
 - (16) 情報発信機能の整備
 - (17) 住民に親しまれるデザイン
 - (18) 住民に開かれた議会機能の整備

この基本方針に沿った新庁舎等建設基本設計・実施設計を行う設計者を広く募るため、公募型プロポーザル方式による設計者選定を実施する。

なお、この業務の実施にあたっては、基本計画に基づくとともに、特に下記の各項目の条件を踏まえ、技術提案を行う。

- (1) 新庁舎については、令和5年5月までに業務開始を目指している。
- (2) 新庁舎の規模は延べ面積3,400㎡程度（議会機能を含む）、山吹ふれあいセンターの規模は延べ面積1,900㎡程度、「道の駅」的休憩施設の規模は200㎡程度を目安とすること。
また、(5)(6)に資するまちの賑わいを創出するイベント等や災害時に避難場所となる広場（約600㎡）を計画すること。
- (3) 新庁舎、山吹ふれあいセンター及び「道の駅」的休憩施設等建設費（外構・駐車場整備を含む）の上限の目安を29億円（税抜き）とすること。
- (4) 防災面において、基本方針「①高い防災拠点機能を備えた安全・安心な庁舎」の内容について十分配慮すること。
- (5) 基本方針における、「④まちの賑わいを創出し、地域資源と調和した愛着の持てる庁舎（15）交流・協働機能、憩いの場の整備」及び「(16)情報発信機能の整備」の機能の一部を担う、山吹ふれあいセンター及び「道の駅」的休憩施設との連携、また、敷地に近接する井手町まちづくりセンター椿坂等との連携について、活用方法を含め具体的に提案すること。
- (6) 新庁舎等建設事業は、基本計画「4.2新庁舎及び周辺整備のゾーニング・動線計画 1) ⑥」及び「5.2整備スケジュール」に示すスケジュールのとおりとする。

2 業務の概要

- (1) 委託業務名
井手町新庁舎等建設基本設計・実施設計業務
- (2) 履行期間
契約の日の翌日から令和3年9月末日まで
（ただし、基本設計業務については、令和2年9月末日まで）
- (3) 上限委託料
103,600千円（消費税及び地方消費税を除く）
- (4) 業務内容
基本設計は、新庁舎及び周辺整備（山吹ふれあいセンター及び「道の駅」的休憩施設含む）について行い、実施設計は、新庁舎のみについて行う。
なお、基本設計については、山吹ふれあいセンター及び「道の駅」的休憩施設と連携して、まちの賑わいを創出し、地域資源と調和した愛着の持てる庁舎を計画すること。

3 受注候補者の選定方法

受注候補者の選定は以下の手順により行うものとする。なお、(2)(3)については「井手町新庁舎等建設基本設計・実施設計業務プロポーザル方式評価委員会設置要領」に基づき設置する「井手町新庁舎等建設基本設計・実施設計業務プロポーザル方式評価委員会」（以下「評価委員会」という。）が、公正な審査を行う。

(1) 参加資格の確認

本公募への参加を希望する者が提出する参加表明書等（様式1及び様式2）に基づき、参加資格の確認を行う。

(2) 書面及びヒアリング審査

参加資格を有すると認められた者（以下「参加有資格者」という。）が提出する技術提案書（様式3から様式5）について評価委員会において書面及びヒアリング審査を行い、参加表明書等（様式2、様式2-1から様式2-3）も勘案して、受注候補者及び第2位の計2者を選定する。

ただし、総合点が50点未満の者は、受注候補者及び第2位に選定しない。

(3) 契約

町において受注候補者及び第2位を特定し、受注候補者と町が委託契約の締結に向けた交渉を行ったうえで、随意契約の手続きに進む。交渉が整わない場合は、第2位と町が交渉を行う。

4 参加資格

本公募に参加しようとする者は、本公募を開始した日の前日を基点として、次に掲げる資格要件のすべてを満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録をしていること。
- (3) 平成30、31年度井手町測量等コンサルタント業務入札参加資格者又は、参加表明書交付・受付時に、井手町測量等コンサルタント業務入札参加登録に必要な資料の提出が可能な者であること。
- (4) 直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士が3名以上所属していること。
- (5) 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、技術提案に参加する者と直接かつ3箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。また、管理技術者は、一級建築士の資格を取得後、10年以上の実務経験があること。
- (6) 本件業務の参加表明書、技術提案書等の提出期限日において、京都府及び井手町の指名競争入札について指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 町税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」と

いう。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 次のいずれかに該当する者

(i) 法人の役員等が暴力団である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

(ii) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(iii) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(iv) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(v) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

(9) (8)に該当する者の依頼を受けて参加する者でないこと。

5 参加資格の確認

(1) 参加表明書の作成方法、部数等

「参加表明書及び技術提案書作成要領」(以下「作成要領」という。)による。

(2) 提出方法等

ア 発注者の表示及び担当組織の名称等

井手町長 汐見 明男

(技術提案に関する事務を担当する組織の名称、所在地等)

〒610-0302 京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水 67

井手町総務課(担当:脇本、近藤)

電話番号 0774-82-6161 ファクシミリ番号 0774-82-5055

メールアドレス soumu@town. ide. lg. jp

イ 提出方法

郵送 ※書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

ウ 提出期限

令和元年11月1日(金)当日消印有効

(3) 質問書の受付等

ア 質問は、作成要領の様式6(質疑書)をファクシミリ又は電子メールにて送信すること。

なお、文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話及びメールアドレスを併記し、電話にて受信確認を行うこと。

イ 受付先 (2)アに同じ。

ウ 受付期間 令和元年10月28日(月)正午まで

エ 回答 令和元年10月30日(水)正午までに電子メールにて回答予定

(4) 参加資格の確認及び技術提案書提出要請の通知

参加資格を確認し、結果を通知する。また、資格が確認された者には、この通知書にて提案書の提出を依頼する。

ア 通知予定日 令和元年11月6日(水)の発送を予定している。

イ 通知方法 郵送

(5) 辞退に係る取扱い

参加表明書の提出後、技術提案書の提出を辞退する場合は、技術提案書の提出期限までに辞退できるものとする。

この場合、具体的な理由を付した辞退届を提出しなければならない(様式任意)。

6 参加資格の確認結果の取消し

参加有資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、5(4)による通知を取り消すことがある。

(1) 無効又は失格となる参加表明書又は技術提案書

参加表明書又は技術提案書が次のアからキまでの一つに該当する場合には無効となることがある。

なお、キについては採点を行わず失格とする。

ア 公告内容に適合しないもの。

イ 提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの。

ウ 作成要領に指定する作成様式又は記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

カ 虚偽の内容が記載されているもの。

キ 2(3) 上限委託料を超える提案をした者。

(2) 技術提案書に記載した管理技術者及び設計担当主任技術者が変更になる場合、又は当該業務に従事できなくなった場合。ただし、止むを得ない事情があるものとして評価委員会が認める場合は、この限りではない。

(3) 受注候補者の特定結果に影響を与えるような不誠実な行為(評価委員長及び評価委員への働きかけ等)を行った場合。

(4) 4 参加資格に定める要件を満たさないこととなった場合。

(5) 受注候補者の決定通知受領後7日以内に契約しない場合。

7 技術提案書の作成

(1) 技術提案書の作成方法、部数等

作成要領による。

(2) 提出方法等

ア 提出場所及び提出方法

5 (2) と同じ。

イ 提出期限

令和元年12月20日(金)午後4時(必着)

ウ ヒアリング審査

技術提案書を提出した者は、令和元年12月27日(金)にプレゼンテーションを行う。

(3) 技術提案書作成に関する質疑回答

ア 質問は、作成要領の様式6(質疑書)をファクシミリ又は電子メールにて送信すること。

なお、文書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話及びメールアドレスを併記し、電話にて受信確認を行うこと。

イ 受付先 5(2)アに同じ。

ウ 受付期間 令和元年11月11日(月)午後4時まで

エ 回答 令和元年11月18日(月)までに電子メールにて回答予定

なお、質問の受付は、参加有資格者からのみとする。

8 審査方法

評価項目及び配点の概要は、次のとおり。

(1) 参加資格の確認

技術提案書の提出を求める者の参加資格を確認する。

(2) 書面及びヒアリング審査

技術提案書にて提案された業務の実施方針及びテーマ①～③の内容について、書面及びヒアリング審査を実施する。

技術提案内容及び設計者の対話能力について、プレゼンテーション及びヒアリングにより提案内容の詳細を確認の上、評価項目イ(i)及び(ii)の内容を評価する。

【評価項目】

【計：100点】

ア 担当チームの能力(技術職員の経験及び能力)

25点

(i) 事務所の実力(業務実績の種別及び規模)

(ii) 管理技術者及び主任技術者の資格・経験

(iii) 管理技術者及び主任技術者の業務実績の種別及び規模

(iv) 管理技術者及び意匠担当主任技術者の繁忙度

イ 担当チームの対応(業務の実施方針等)

75点

(i) 企画意図の理解、実施手順の明確性

・業務実施方針

(5点)

(ii) 実施方針の妥当性（的確性、機能性、成果達成の期待度、実現度）

- ・ テーマ①：住民の安全・安心な暮らしを支える庁舎の提案 (20点)
- ・ テーマ②：井手町らしい賑わいあふれる庁舎の提案 (25点)
- ・ テーマ③：その他の独自提案 (20点)

(iii) 経費の見積価格 (5点)

(3) 評価基準

「公募型プロポーザル方式による設計者選定・特定評価基準」による。

(4) ヒアリング審査の通知

技術提案書の提出者には、この通知書にてヒアリング審査の時間等を通知する。

ア 通知予定日 令和元年12月23日（月）の発送を予定している。

イ 通知方法 郵送

9 技術提案のテーマ（8に記載したテーマ①～③の内容）

受注候補者の選定に向けて、以下のとおり技術提案のテーマを定める。

(1) テーマ①：住民の安全・安心な暮らしを支える庁舎の提案

- 基本計画に掲げる【1 安全性】「高い防災拠点機能を備えた安全・安心な庁舎」を実現するための建築計画、構造計画、設備計画に関する考え方
- 基本計画に掲げる【2 利便性】「誰もが利用しやすく、時代の変化に対応可能な柔軟性の高い庁舎」を実現するための建築計画、動線計画、土地利用計画に関する考え方
- 基本計画に掲げる【3 経済性】「経済性に配慮した環境にやさしい庁舎」を実現するための建築計画、設備計画に関する考え方

(2) テーマ②：井手町らしい賑わいあふれる庁舎の提案

- 基本計画に掲げる【4 井手町らしさ】「まちのにぎわいを創出し、地域資源と調和した愛着の持てる庁舎」を実現する建築計画、土地利用計画に関する考え方
- 基本計画で検討している、新庁舎と山吹ふれあいセンター及び「道の駅」的休憩施設との連携・機能分担についての考え方

(3) テーマ③：その他独自の提案

- 提案者の実績・経験、当該敷地の地域特性、周辺環境、地球環境や人口減少社会等の状況を踏まえた独自の提案。（地域特性、周辺環境（まちづくりセンター椿坂等）等の状況を踏まえ、地域に開かれた当該施設の在り方、公共施設等の総合管理計画、都市環境・都市景観等に関する考え方など）

10 ヒアリング審査について

- (1) プレゼンテーション及びヒアリング審査は非公開とする。
- (2) プレゼンテーション及びヒアリング審査の出席者は、本業務を主担当する管理技術者が主任技術者を含む5名以内とする。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリング審査の場所、時間、留意事項等については、8(4)の通知書にて通知する。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番は、技術提案書提出時に希望を聞き取り、事務局にて調整する。
- (5) プレゼンテーションは、提出した技術提案書の内容とし、各提案者において用意したパソコンを用いて説明すること。ただし、技術提案書に記載された文章、表、イメージスケッチ、略図等の範囲であれば、拡大用紙（パネル）、プロジェクター静止画像を使用することができる。なお、事務局において用意する備品については、以下のとおり。また、プレゼンテーション資料の印刷物（カラーA4サイズ）を当日、11部持参のこと。
 - ・プロジェクター EPSON（品番：EH-TW510）
 - ・スクリーン IZUMI-COSMO（品番：RS-100）
 - ・接続ケーブル HDMIケーブル3m、RGBケーブル1m
- (6) プレゼンテーション及びヒアリング審査に出席しない場合は、参加意思がないものとみなし審査の対象としない。
- (7) プレゼンテーション及びヒアリング審査は、各提案者40分程度とし、その内、提案者からの説明は20分程度とする。ただし、評価委員会の判断により、説明、ヒアリングそれぞれ5分程度増減する場合があります、8(4)の通知書にて通知する。
- (8) 審査に際し、必要があると認めるときは、技術提案書の内容について追加の説明や資料を求める場合がある。

11 特定・非特定結果の通知

- (1) 受注候補者の特定・非特定結果は、技術提案書の提出者全員に、書面を郵送して通知する。
- (2) 技術提案書の提出者は、前号の通知を受領した日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に、当該通知に関する説明を書面により求めることができる。
- (3) 前号の書面は、井手町新庁舎等建設基本設計・実施設計業務プロポーザル方式評価委員会委員長宛てにA4判で作成するものとし、説明を求める者の名称、代表者名、主たる事務所の所在地、連絡先、担当者名、選定結果の通知に関する説明を求める旨を記載し、社印及び代表者印の押印を行ったうえで、5(2)まで郵送（必着）にて提出すること。
- (4) 説明を求められた場合には、書面を受領した日の翌日から起算して7日以内（閉庁日を除く。）に、説明を求めた者に対し、回答を書面にて発送する。

1.2 特定結果の公表等

(1) 特定結果の公表

受注候補者を特定し、契約締結後、以下の項目を公表する。

- ・参加有資格者名
- ・技術提案書提出者名
- ・受注候補者及び第2位となった者の提案者名、特定の理由
- ・評価点一覧表（提案者名は伏せることとする）

(2) 技術提案書の公表

受注候補者及び第2位に特定された受注候補者の技術提案書（様式5）については、契約締結後の一定の期間、本町ホームページ等で公表する。（一部、個人名等を伏せる等の加工を行うことがある）

1.3 スケジュール【予定】令和元年10月23日（水）公告

(1) 日程は次のとおり予定している。ただし、事情により変更する場合がある。

令和元年10月28日（月） 参加表明に関する質疑受付期限

10月30日（水） 同回答

10月31日（木） 参加表明書受付

～11月 1日（金）

11月 6日（水） 技術提案書提出要請通知発送

11月11日（月） 技術提案に関する質疑受付期限

11月18日（月） 同回答

12月20日（金） 技術提案書提出期限

12月23日（月） ヒアリング審査の通知発送

12月27日（金） ヒアリング審査

令和2年 1月 7日（火） 特定・非特定通知

1月 上旬 特定者の見積書提出期限

1月 中旬 契約締結

1月 下旬 特定結果の公表、技術提案書の公表

(2) 技術提案書に関するヒアリング審査の詳細は、技術提案書提出要請書に記載する。

1.4 提出書類の取扱い

(1) 提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合又は技術提案書の提出を求める者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出することはできない。

(2) 提出された参加表明書及び技術提案書は、提案者に無断で使用しない。

(3) 技術提案書を提出する設計事務所等が、他の設計事務所等の協力を得て、又は、学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記するものとする。

- (4) 参加表明書又は技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 提出された技術提案書の著作権は、提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用については、提案者の責任において行うものとする。
なお、提出された技術提案書は、受注候補者の特定のために必要な範囲内において複製を作成する。
- (6) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え又は再提出は認めない。
また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の管理技術者及び主任技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- (7) 参加表明書は返却及び公表しないものとする。
- (8) 提出され、特定した技術提案書は返却しない。
なお、特定しなかった技術提案書は、技術提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- (9) 技術提案書の作成のために井手町より受領した資料は、井手町の了解なく公表・使用することはできない。
- (10) 技術提案書の提出後、井手町の判断により補足資料等の提出を求めることがある。
- (11) 提出書類の作成に必要な費用は、参加者の負担とする。

15 その他

契約後において、提出書類に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。